

一般社団法人 日本作業療法士協会
会費等に関する規程

平成24年2月18日

平成28年5月28日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本作業療法士協会定款第7条（経費の負担）に基づき、会員の会費等について定めるものとする。

(正会員の入会金)

第2条 定款第5条に規定する正会員の入会金は3,000円とする。

2 定款第10条第1号により会員資格を喪失した者が、その年度に連続する次年度の4月1日から5月31日までの間に、定款施行規則第11条第1項に定める再入会手数料とともに当年度の会費を支払った場合には、前項の入会金の支払いを免除する。

(正会員の会費)

第3条 定款第7条1項に規定する会費は、正会員にあつては年額12,000円とする。

(賛助会員の会費及び特典)

第4条 賛助会員の会費及び特典は、別に定める「賛助会員規程」によるものとする。

(会費の納入期限等)

第5条 会費の納入は、原則として当該年度の3月末日までとする。ただし、新規加入会員については、入会時に入会年度の会費の全額を納入しなければならない。

(規程の変更)

第6条 この規程は、社員総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年5月28日に一部改正し、同日より施行する。